

平成 23 年度第 1 回行政監査結果に対する措置結果報告

監査 テーマ	大	区民生活に密着した 施策の着実な推進	中	生涯を通じた健康 と福祉の推進	小	シニア世代の生きがいづ くりについて
指摘・要望事項概要				措置結果報告（平成 26 年 12 月報告）		
<p>社会教育会館の施設利用率の向上 P. 48</p> <p>一般区民の利用や調理室を会議等に使用できるようにすること等、利用率が向上するよう、その対策を検討されたい。</p>				<p>生涯学習課</p> <p>調理室を会議等に使用することは従来から可能としていることであるが、会館 P R の充実、夜間利用の増加、会館登録団体以外の利用の観点から課内で検討し利用率向上の対策を行った。</p> <p>会館の P R 活動として、新しくパンフレットを作成・配布し、「社会教育団体」としての登録・利用を推進するとともに、大原社会教育会館では、ツイッター、フェイスブックを開始し、会館の情報を積極的に発信した。これらの P R 活動の結果、平成 23 年度は利用件数 13,237 件、利用人数 148,447 人のところ、平成 25 年度は件数 13,867 件、人数 152,006 人と増加傾向にある。</p> <p>また、平成 25 年度から夏休み期間に、学習・交流の場として会議コーナー・ロビーを中高校生に開放する支援事業を開始している。（実績：平成 25 年度 196 人、平成 26 年度 69 人）そして、平成 26 年度からは利用者の少ない夜間に講義室等を開放し、利用率を上げるとともに、青少年の支援事業を推進している。</p> <p>更に、一般区民の利用率向上を目指し、会館登録団体以外も利用できるように基準改定を行い、平成 26 年 7 月から運用を開始した。従来は、社会教育等の団体として利用登録をしていなければ、有料施設は利用できなかったが、区の施設システムに登録している団体は、空き部屋を利用できることとした。その際の手続きとしては、施設システムの登録カードを窓口で提示すれば、利用申請できるよう簡素化した。</p> <p>現在、「いたばし学び支援プラン（板橋区教育振興推進計画）第 3 期」の重点施策「地</p>		

平成23年度第1回行政監査結果に対する措置結果報告

監査 テーマ	大	区民生活に密着した 施策の着実な推進	中	生涯を通じた健康 と福祉の推進	小	シニア世代の生きがいづ くりについて
指摘・要望事項概要				措置結果報告（平成26年12月報告）		
<p>ボランティア基金事業補助の見直し P. 48</p> <p>平成21年度以降、年度末における基金残高は年々減少している。補助事業を継続するためには、寄付金等の財源を確保するか補助事業を見直すことが必要であり、補助事業の今後のあり方について十分検討されたい。</p>				<p>域人材による学校・家庭支援の促進」の重点事業として、社会教育会館の機能を拡充した「生涯学習センター（仮称）」において、区民の学びの循環をより広い世代に広げていくことで、中高生・若者への支援機能を充実させる方向性を検討している。今後は、シニアと青少年の交流の場を設けるなど、幅広い世代に活用される施設として、より多くの区民に利用してもらえるよう引き続き努めていく。</p> <p>地域振興課</p> <p>平成23年度に実施したNPOや任意団体への実態調査で、最も望んでいる支援は「財政的支援」という回答が一番多くあり、区内の団体は財政的な基盤が弱いことが浮き彫りになる結果となった。また、平成25年度の公募補助事業には23件の申請があり、財政的支援とボランティアの育成につながる公募補助事業は、継続していくべき事業と考える。</p> <p>そのため、財源の確保を優先し、平成25年10月から毎月発行しているボランティア情報紙に寄付の呼びかけを継続して掲載、ボランティアフェスタや区民まつり等のイベントで呼びかけを行ってきた。しかし、基金への寄付は、経済状況やボランティアの活動推進という特定の寄付金であることから厳しい状況である。</p> <p>そこで、平成26年度から公募補助事業の見直しを行い、補助額の全体枠を10万円引き下げて100万円に変更し、類似活動で連続申請をする団体については、補助の連続交付を3年間までとする制限をした。（申請件数は12件）</p>		

平成23年度第1回行政監査結果に対する措置結果報告

監査 テーマ	大	区民生活に密着した 施策の着実な推進	中	生涯を通じた健康 と福祉の推進	小	シニア世代の生きがいづ くりについて
指摘・要望事項概要				措置結果報告（平成26年12月報告）		
				<p>また、公募補助事業への応募団体には、公開プレゼンテーションの場で事業参加者に受益者負担を求めるように促し、補助を受けた後は、早期に自立していけるように、補助金を頼らない自主活動に向けた指導や助言を行うようにした。</p> <p>今後、企業を対象にして、企業CSRの啓発事業や産業連合会などを通じて寄付の周知活動を行っていく。また、産業見本市、桜まつりなどの地区イベント行事、広報いたばしで寄付の周知活動を行い、財源の確保に努めていく。</p>		

平成 23 年度第 3 回行政監査結果に対する措置結果報告

監査 テーマ	大	区民生活に密着した 施策の着実な推進	中	安心して暮らせる まちづくりの推進	小	防災・危機管理対策について
指摘・要望事項概要				措置結果報告（平成 26 年 12 月報告）		
<p>赤塚庁舎の防災情報室の充実 P. 45</p> <p>赤塚庁舎には非常用発電機が整備されているものの、防災情報室については、本庁舎防災センターのバックアップ機能が万全とは言い難く、課題が多い状況にあった。災害時の迅速な初動態勢を確保し、万全の対応とするため赤塚庁舎の防災情報室のより一層の充実を図るよう求める。</p>				<p>防災計画推進課</p> <p>平成 26 年 11 月の防災センターのリニューアルに合わせ、本庁舎に不測の事態が生じた場合に備えて赤塚支所をバックアップセンターとして使用できるよう機能を拡充した。</p> <p>本庁舎防災センターが被災等で機能不全となったときには、防災対策支援システムサーバ、同報無線統制卓を配備した赤塚支所を拠点として、情報の収集、伝達が可能となるため、赤塚支所で災害対策本部が設置された場合に本部機能を果たすことが可能となる。</p> <p>赤塚支所の機能強化については、平成 26 年 6 月 19 日の防災・減災対策調査特別委員会において報告したほか、同年 8 月 30 日発行の広報いたばしに掲載し、区民に周知を図った。</p> <p>また、赤塚支所をバックアップ施設として位置付けている板橋区地域防災計画については、平成 27 年度に計画を修正する際に機能強化について追記する予定である。</p>		

平成24年度第1回行政監査結果に対する措置結果報告

監査 テーマ	大	区民生活に密着した 施策の着実な推進	中	快適な生活環境 の整備	小	公園の維持管理について
指摘・要望事項概要				措置結果報告（平成26年12月報告）		
受益者負担の検討 P. 38 無料の公園施設のうち、特色があり特定者がその特色によって便益を受けられる場合には、受益者負担による有料化を検討することも必要と考えられる。				みどりと公園課 現在有料の公園施設は、水車公園内の茶室並びに見次公園の舟遊場（ポート場）がある（公園内のスポーツ施設を除く）。 これ以外の有人管理による特色のある公園施設としては、こども動物園（本園・分園）、交通公園（板橋・城北）、薬師の泉、氷川つり堀公園、赤塚植物園等があり、いずれも無料施設となっている。 このうち、こども動物園の平成25年度の利用者数は約42万人、交通公園は約22万人、赤塚植物園は約10万人となっており、広く一般の利用に供されている公園施設であると考えている。また薬師の泉の利用者数は年間約2万人であるが、特定者の利用に偏っている状況とはなっていない。 この中で氷川つり堀公園は、地下鉄の湧水を活用した釣り池であり、上記の施設と比べて特定者への受益性が高い施設といえる。平成25年度の利用者数は、一般の散策者も含めて約3万4千人であるが、現地アンケートからの推計によると約半数強は釣り利用客であり、ほぼ毎日利用している利用者も多い状況である。 このため施設の有料化について課内プロジェクトチームを立ち上げて検討を行ったが、有料化によって財政的メリットが見込めるだけの料金設定は困難であるとの結論となった。 その理由としては、当施設では他区等の有料釣り堀施設で飼養されている趣味性の高い魚種であるヘラブナの放流が、水質管理上行えないことがある。このため放流魚種としては金魚、マブナ、タナゴ等であり、本格的な釣り趣味の利用客を対象とした施設とは		

平成24年度第1回行政監査結果に対する措置結果報告

監査 テーマ	大	区民生活に密着した 施策の着実な推進	中	快適な生活環境 の整備	小	公園の維持管理について
指摘・要望事項概要				措置結果報告（平成26年12月報告）		
				<p>なっていない。またアンケート調査の結果から、利用者の8割近くが60歳代以上の高齢者であり、有料化に伴う収納事務手数料、券売機のリース料等、新たに発生する財政支出に見合うだけの相応の施設使用料を設定することは困難であるとの検討結果となった。</p> <p>氷川つり堀公園については、今後新たな利用者層の拡大を図るために、手ぶらでも来園できるよう貸し竿のサービスや、子どもを対象とした釣り教室の開催等も検討している。これらによって、当該施設をより幅広い区民に利用していただき、現在特定の利用者に偏っている受益の平準化を図っていく考えである。</p>		

平成24年度第2回行政監査結果に対する措置結果報告

監査 テーマ	大	区民生活に密着した施策の着実な推進	中	生涯を通じた健康と福祉の推進	小	介護保険制度について												
指摘・要望事項概要				措置結果報告（平成26年12月報告）														
				<p>として情報提供することにより、介護サービス事業所における中学生の職場体験を推進する。</p> <p>〈地域密着型サービス事業所における中学生職場体験受入実績〉</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">受入人数</th> <th style="text-align: center;">受入事業所数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成24年度</td> <td style="text-align: center;">19人</td> <td style="text-align: center;">3か所（グループホーム1 認知症デイサービス2）</td> </tr> <tr> <td>平成25年度</td> <td style="text-align: center;">32人</td> <td style="text-align: center;">8か所（グループホーム5 認知症デイサービス3）</td> </tr> <tr> <td>平成26年度</td> <td style="text-align: center;">16人</td> <td style="text-align: center;">5か所（グループホーム2 認知症デイサービス2 小規模多機能型居宅介護1）</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成26年度については、平成26年11月27日現在。</p>				受入人数	受入事業所数	平成24年度	19人	3か所（グループホーム1 認知症デイサービス2）	平成25年度	32人	8か所（グループホーム5 認知症デイサービス3）	平成26年度	16人	5か所（グループホーム2 認知症デイサービス2 小規模多機能型居宅介護1）
	受入人数	受入事業所数																
平成24年度	19人	3か所（グループホーム1 認知症デイサービス2）																
平成25年度	32人	8か所（グループホーム5 認知症デイサービス3）																
平成26年度	16人	5か所（グループホーム2 認知症デイサービス2 小規模多機能型居宅介護1）																

平成25年度第1回行政監査結果に対する措置結果報告

監査 テーマ	大	安心・安全ナンバーワン	中	緑と環境力UP	小	清掃・リサイクル事業について
指摘・要望事項概要				措置結果報告（平成26年12月報告）		
<p>要綱文等の見直し P. 66</p> <p>清掃・リサイクル事業に関する要綱文等は、事務処理の見直しや事務改善とあわせて改廃を行う必要がある。所管課は、今まで以上に関係部署と意見交換等を通じて連携を図り、円滑に事務処理を進めるために、要綱文等の見直しを行われない。</p> <p>小学校出前講座の計画的な実施 P. 66</p> <p>小学校出前講座は学校の授業として取り上げられることで、更に詳しく廃棄物の処理に関することを、児童が学ぶことができる貴重な機会である。教育委員会事務局と連携し、多くの小学校が出前講座を利用できるよう工夫されたい。</p>				<p>清掃リサイクル課</p> <p>当課で所掌する要綱は、清掃事務所の所管業務にまで及んでいる。今回の行政監査により、過去において、清掃事務所の事務・業務の見直し時や事務改善時に合わせた要綱の改廃処理が徹底されていないことを確認した。</p> <p>このため検討・改善事項を踏まえ、速やかに、要綱文等の内容の精査・確認を行い、現状の事務・業務に沿った内容への改正と役割を終えたものの廃止処理を行った。</p> <p>清掃リサイクル課、板橋東・西清掃事務所</p> <p>出前講座は、清掃リサイクル課と東西清掃事務所のふれあい指導班及び清掃車両係が合同で行っている事業である。</p> <p>昨年度まで、清掃リサイクル課にて、先着順で申し込みを受け付けてきたが、今年度より実施を希望する学校を募った上で、前年度未実施校を優先的に実施する方式に変更し、できるだけ多くの学校が受講できるよう配慮した。これにより、先着順では不明であった、実施希望の学校数が把握できた。（26年度は31校が希望し、21校で実施）</p> <p>清掃事務所のふれあい指導班は、通常は、集積所の調査・指導及び改善、不法投棄の調査・指導と防止対策、分別のお願い、事業系ごみ有料シール貼付指導を行っている。区民・区内事業者からの相談は多種多様化しており、対応が一応でないものが多い。特に、近年、集積所への相談や苦情が多くあり、関係者すべての了解を問う必要があり、解決までに日数のかかる案件が増えている。また、朝依頼のあった案件には、当日中に相談者の下に赴き迅速な解決をめざしている</p>		

平成 25 年度第 1 回行政監査結果に対する措置結果報告

監査 テーマ	大	安心・安全ナンバーワン	中	緑と環境力UP	小	清掃・リサイクル事業について
指摘・要望事項概要				措置結果報告（平成 26 年 12 月報告）		
<p>模範集積所の増加に向けての取組 P. 67</p> <p>集積所におけるごみの出し方ルールや集積所の維持管理が適正な集積所を模範集積所として認定し、良い取組に対しては表彰するなど、優良な集積所を増やす取組を検討されたい。</p>				<p>ところであるため、どうしても比較的余裕のある日の午前中に出前講座を行う必要がある。加えて、収集作業班は日々の作業計画に基づき人員配置が行われているため、現状の人員ではふれあい指導班以外の人員を割く事は困難である。さらに、清掃車両係の運転手がスケルトン車を運行しており、日々の作業計画に基づき人員配置が行われているため現状の人員では、代車を別に手配しなければならず経費的な余裕もない。</p> <p>以上のことから、講座の回数増や複数校合同での実施は、実現に至らなかった。</p> <p>清掃リサイクル課、板橋東・西清掃事務所</p> <p>優良(模範)集積所については、平成 12 年の清掃事務移管に伴い、東京都の表彰規定を引用し、平成 13 年度までに区内 1,129 か所の集積所を優良集積所として認定した。</p> <p>平成 14 年度からは環境保全賞の一部門に優良集積所の顕彰枠を設け、平成 20 年度まで継続していたが、環境保全賞の終了とともにその役割を終了した。</p> <p>その間、ふれあい指導班を中心に問題のある集積所の改善に努めると共に、収集班による現場での排出指導の実践、カラスネットの普及等、区内 20,500 か所に増えた集積所の美化の促進に努めてきた。その結果、大部分が衛生的に管理されている優良集積所と言える状況である。</p> <p>ここまで美化が進んだ現在は、転入者等の板橋区におけるごみ出しルールを知らない住民や、一部のマナーを守らない住民によって管理状況に課題が生じた時点で、注意喚起の看板の掲示、外国語による周知啓発掲示物の活用など、迅速なふれあい指導の導入で早</p>		

平成25年度第1回行政監査結果に対する措置結果報告

監査 テーマ	大	安心・安全ナンバーワン	中	緑と環境力UP	小	清掃・リサイクル事業について
指摘・要望事項概要				措置結果報告（平成26年12月報告）		
<p>生ごみリサイクルの推進（地域の実情に即した事業展開） P.67</p> <p>地域コンポストの設置にあたっては、一部のリサイクル推進員の協力に頼るだけでなく、地域住民の協力を得て継続することが可能な、地域の実情に即した事業を展開できるよう、工夫されたい。</p>				<p>期改善を図っている。今後もきめ細かな対応により、集積所の管理に問題が生じないよう努めていく。</p> <p>清掃リサイクル課</p> <p>地域コンポストは、地域との協働によりこれまで実施してきたが、家庭で生ごみを保管し、コンポスト設置場所まで持ち込むという処理の手間から、利用者の確保に結びつかず、継続的な実施は困難なため、設置した9箇所のうち、定期的に区民の利用がある2箇所及び平成24年度に設置した2箇所を除く5箇所について、平成26年4月に廃止をし、新規設置は行わないこととした。今後は地域の実情に即し、存続する4箇所について、利用者の支援に努める。</p> <p>なお、生ごみの減量に関する啓発事業として、平成26年度は各家庭での取組の強化に重点を置き、親子のたい肥作り講習会の開催、プランターコンポストを使用した、たい肥作りの実践を紹介するブログの開設、「広報いたばし」での特集記事の掲載、『まんが考えようごみのこと みんなでできるかたつむり』の作成・配布、板橋区民まつりやリサイクル推進員研修会でのアンケートを新たに実施した。</p>		

平成25年度第2回行政監査結果に対する措置結果報告

監査 テーマ	大	あたたかい人づくり ナンバーワン	中	人づくり力UP	小	子どもの居場所づくりについて
指摘・要望事項概要				措置結果報告（平成26年12月報告）		
<p>事業計画及び報告書類の提出 P. 47</p> <p>寺子屋の一般校には、推進校のように書面による事業計画、報告の提出を求めていなかった。寺子屋を継続実施していくには、目的に沿った事業となっているか、一般校においても実施結果等を検証し、今後の事業方針を検討する必要がある。そのためには、すべての実施校に事業計画及び報告書類の提出を求める必要がある。</p> <p>検査事務の適正化 P. 47</p> <p>あいキッズ、寺子屋事業に関する委託において、検査員が委託原議に定められておらず、検査内容が明確に記載された書類が整っていなかった。契約締結の際は、履行確認のために、検査員が書面等により検査を行うことを仕様書に明記するなど、契約事務規則に則った適正な処理を行う必要がある。</p>				<p>学校地域連携担当課</p> <p>平成26年度から一般校が事業実施する場合、以下の手順で確認を行うよう改善を図った。</p> <p>①事業計画書を事業実施1か月前までに学校地域連携担当課へ提出する。</p> <p>②事業計画書を基に審査し、事業実施に伴う消耗品の購入は、学校地域連携担当課で行う。</p> <p>③学校は事業終了後、速やかに事業報告書を学校地域連携担当課へ提出する。</p> <p>学校地域連携担当課</p> <p>あいキッズ事業については、委託に係る、①平成25年度事前業務委託、②平成26年度管理運営業務委託、③平成26年度間食提供委託、について原議を見直し、検査員の検査について明記した。</p> <p>また、契約書の本文や履行確認の様式について、規定されていなかったものについては新たに規定し、履行検査について明確にした。</p> <p>委託法人には、平成26年1月の契約事務説明会で周知をし、契約処理関係を適正に改善した。</p> <p>いきいき寺子屋プラン事業については、委託原議に定めた検査員について、区契約事務規則第57条第1項の規定に基づき、検査員に代わる履行確認者として、学校地域連携担当係長を指定した旨、明記した。</p> <p>また、事業の履行確認は、事業報告書の提出に基づき行っている。</p>		

平成25年度第2回行政監査結果に対する措置結果報告

監査 テーマ	大	あたたかい人づくり ナンバーワン	中	人づくり力UP	小	子どもの居場所づくりについて
指摘・要望事項概要				措置結果報告（平成26年12月報告）		
<p>契約事務の適正化 P. 47</p> <p>あいキッズ管理運営委託契約書によると「人件費及び管理事務費の精算残金の一部を積立金として積立てることができる。」として、積立てを行っている委託法人があった。</p> <p>しかし、学童クラブ管理運営委託契約と同様に、あいキッズ管理運営委託は単年度契約であることから、区が委託法人に積立金を保有させることは、適切な事務処理とは言えない。所管課は、契約事務規則に則った契約方法を検討されたい。</p>				<p>学校地域連携担当課</p> <p>平成26年度末をもって積立金を廃止する。また、委託法人選定時のプロポーザルを一部見直して見積り競争を加味したものとし、新契約実施校から年度末の精算も廃止する。</p> <p>契約書を見直し、平成26年度末には積立てができないものとし、委託法人には平成26年1月の契約事務説明会で、積立金廃止について周知した。</p>		
<p>防災マニュアルに則した訓練の実施 P. 48</p> <p>所管課で作成している、防災マニュアルの「訓練について」では、「部分訓練と総合訓練を年2回以上実施し、最寄りの消防署に自衛消防訓練通知書を提出する」と定められているが訓練実施が年1回という児童館もあった。所管課は、マニュアルに即した訓練を実施する必要がある。</p>				<p>子ども政策課</p> <p>防災訓練については、毎年「防災の日」に合わせて8月末から9月初旬にかけて全児童館及び学童クラブで実施している。また、保育園併設の児童館では上記以外に施設全体の訓練を実施している。しかし、全児童館で統一して年2回実施しているわけではなかった。</p> <p>このため、今年度からは東日本大震災の発生した時期に合わせて3月にも全児童館及び学童クラブで防災訓練を実施し、マニュアルに則して年2回（9月及び3月）必須で実施することとした。</p>		
<p>利用時間の延長、昼食提供に関する書面の作成 P. 48</p> <p>所管課は、学童クラブ同様、学童クラブ登録において委託法人の申請により、利用時間の延長、昼食提供を認めていた。しかし、利用時間の延長や昼食提供について、希望する保護者と委託法人との契約であるとして、区は、委託法人との間で書面を取り交わしていなかった。延長の際の児童の安全、昼食提供における食の安</p>				<p>学校地域連携担当課</p> <p>利用時間の延長について、新あいキッズ（11校）では、午後5時から7時まで及び1日利用日の午前8時から8時30分までは事業の実施時間としている。</p> <p>一方、従来型あいキッズ（31校）では、平成26年度についても事業の実施時間は午後6時まで、1日利用日は午前8時から8時30分までを委託法人と希望する保護者との契</p>		

平成25年度第2回行政監査結果に対する措置結果報告

監査 テーマ	大	あたたかい人づくり ナンバーワン	中	人づくり力UP	小	子どもの居場所づくりについて
指摘・要望事項概要				措置結果報告（平成26年12月報告）		
<p>全に関してはもちろん、あいキッズの運営状況を把握するためにも、区と委託法人との間で協定書等を取り交わす必要がある。</p> <p>児童の安全確保 P. 48</p> <p>あいキッズ管理運営委託法人から提出された健康診断受診確認書には、未実施と記載のある職員がいた。児童の安全を確保するためにも、すべての職員が受診するよう委託法人に促し、再度、健康診断受診確認書を報告させるなど、契約書に則った事務を遂行する必要がある。</p>				<p>約による延長時間としている。</p> <p>平成27年度以降は全て新あいキッズに移行するため、全あいキッズでの延長時間は事業の実施時間となる。</p> <p>昼食提供については、従来型及び新あいキッズともに実施の対象である。</p> <p>平成26年度より、利用時間の延長及び昼食提供については、委託法人に協議書の提出を求め、区長名で承諾書を発行するよう改善した。また、承諾書には、事業時間中の児童の安全、又は、食品の取扱基準に基づく食の安全に関する付記事項を添え、実施にあたって注意喚起している。</p> <p>学校地域連携担当課</p> <p>健康診断については、契約書に基づいて、あいキッズに配置する全ての職員の健康診断を「学校保健安全法」に定める健康診断に準じて実施し、その結果を記載した健康診断受診確認書の報告の徹底を図るよう改善した。健康診断の未受診者や途中採用の職員がいた場合は、受診するよう委託法人に促し、健康診断受診確認書の追加提出を行っている。</p> <p>平成26年1月の契約事務説明会で、委託法人に対し、契約書に基づいた健康診断の実施とその結果報告の徹底を周知した。また、平成26年7月の委託法人に対する運営説明会でも改めて注意喚起した。</p> <p>健康診断受診確認書を4～5月に確認し、未提出の法人に対して5月以降の法人ヒアリング等で注意喚起した。</p>		

平成25年度第3回行政監査結果に対する措置結果報告

監査 テーマ	大	3つのナンバーワン に共通して	中	区民くらし充実力 UP	小	職員の人材育成について
指摘・要望事項概要				措置結果報告（平成26年12月報告）		
<p>研修の成果の検証 P. 48</p> <p>所管課は、受講者の研修報告書により研修の成果を検証し、次年度の研修計画の策定に役立てられたい。</p>				<p>子ども政策課</p> <p>研修の成果については、受講者の研修報告書に基づき、「内容」「理解度」「活用度」を数値化し、講師・テーマ等を評価するためにデータベース化している。このデータを子ども政策課 研修委員会に提出することでテーマや講師の情報を共有し、研修成果の検証及び次年度の計画策定に役立っている。</p> <p>平成25年度実施の研修については、平成26年1月23日実施の委員会において技能習得を目的とした実践研修はおおむね評価が高いことや同じテーマであっても講義の内容によって活用度、理解度の評価に差があり、その違いの原因分析などの検証を行った。</p> <p>また、平成26年度前期(4月～9月)の計画については、平成26年1月23日の委員会で策定したが、「活用度」が高く評価され、「とりあげてほしい講師」にも挙げられた「キャンプ実践研修」を組み入れた。また、研修報告書に基づいて検討し、研修体系を見直し「職層ごとの研修」や、技能伝承を重視した「実践交流研修」などを新たに組み入れることとした。</p> <p>平成26年度後期(10月～3月)の計画は、平成26年5月29日実施の委員会において、「とりあげてほしいテーマや講師」に挙げられたテーマ(アレルギー対応、パラバルーンの指導、乳幼児プログラム等)や講師を組み入れて策定した。</p>		